

中間指針第四次追補に関するQ & A集 目次

【1. 総論】

問1. 中間指針第四次追補の位置付けと内容について。

【2. 支払手続等】

問2. 中間指針第四次追補で示された損害賠償の支払いを受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。

【3. 避難費用・精神的損害】

問3. 精神的損害に係る賠償が一括で加算される区域の考え方について。なぜ、帰還困難区域に限ったのか。なぜ、大熊町と双葉町は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域も対象になるのか。

問4. 精神的損害に係る一括賠償の金額の考え方について。なぜ、平成26年3月以降の賠償金を控除するのか。

問5. 避難指示区域内において、精神的損害が一括賠償の対象とならない場合には、どのような賠償となるのか。

問6. 避難費用の終期の考え方について。なぜ、賠償される期間が「相当期間」経過後ではなく、「転居する時期まで」とされるのか。

問7. 避難費用は「合理的な時期まで」とされているが、災害公営住宅の整備が遅れた場合には、事故後6年後以降も避難費用の賠償は続くのか。

問8. なぜ、相当期間として具体的な期間を定める必要があるのか。

問9. なぜ、相当期間は1年なのか。

【4. 住居の確保に係る損害】

- 問10. 住宅の追加賠償についての具体的な考え方について。なぜ、新築価値と事故前価値との差額の75%という水準となるのか。
- 問11. 平均的な宅地面積及び宅地単価の算定にあたって、6都市（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市、南相馬市）を選んだ理由は。
- 問12. 住宅及び宅地について、賠償の対象となる「居住部分」はどのように判定するのか。
- 問13. 「移住等をすることが合理的であると認められる者」とは、具体的にどのような者か。
- 問14. 「移住等をすることが合理的であると認められる者」には、精神的損害の一括賠償はあるのか。
- 問15. 今回の指針が決まる前に既に移住先を見つけ住居を購入した場合には、住居確保に係る賠償は受けられるのか。
- 問16. 移住のために必要な賠償を受け取った者が、将来帰還した場合には、従前の住居の修繕、建替え費用等は賠償されるのか。
- 問17. 修繕又は建替えが「必要かつ合理的」と認められるのはどのような場合か。
- 問18. 借家に住んでいた者について、家賃の差額の8年分が賠償対象となるのはなぜか。礼金以外に賠償の対象となるものはあるのか。
- 問19. 費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、事前に概算で請求できるとしたのはなぜか。

【5. その他】

- 問20. 早期帰還賠償があると聞いたが、具体的にはどのようなものか。
- 問21. 今後、新たな指針を策定する予定はあるのか。

【 1. 総論】

問 1. 中間指針第四次追補の位置付けと内容について。

(答)

1. 中間指針第四次追補は、避難指示区域の状況を踏まえ、これまでに示された指針に加え、移住や帰還等に伴う住居の確保のために要する費用のうち賠償の対象となる範囲、精神的損害及び避難費用について、避難指示が長期化した場合に賠償の対象となる範囲や避難指示解除後に賠償の対象となる具体的な期間が示されたものです。
2. なお、指針で示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となります。

【2. 支払手続等】

問2. 中間指針第四次追補で示された損害賠償の支払いを受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。

(答)

1. 中間指針第四次追補の決定を受けて、東京電力株式会社は、賠償金支払い体制の整備を含めて対応することになると認識しています。詳細については、今後、東京電力株式会社から発表される内容をご確認ください。
2. なお、賠償金の支払いに関するお問い合わせについては、東京電力株式会社原子力補償相談室※までご連絡ください。

※東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電 話 0120-926-404

受付時間 9:00～21:00

【3. 避難費用・精神的損害】

問3. 精神的損害に係る賠償が一括で加算される区域の考え方について。なぜ、帰還困難区域に限ったのか。なぜ、大熊町と双葉町は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域も対象になるのか。

(答)

1. 中間指針第四次追補では、避難指示の長期化に伴う精神的損害について、依然として立入りが制限され、本格的な除染・インフラ復旧計画がなく、避難指示解除及び帰還の見通しが立っていない状況の中で、被害者の方々に早期に生活再建を図っていただくためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられることから、帰還困難区域の方々に対し、精神的損害に係る賠償を一括で加算するとしています。
2. 大熊町と双葉町は、町の大半が帰還困難区域であり、人口、主要インフラ及び生活関連サービスの拠点が帰還困難区域に集中していることから、帰還困難区域以外でも、帰還困難区域の避難指示が解除されない限り住民の帰還は困難であると認められるため、一括で加算する賠償の対象としています。

問4. 精神的損害に係る一括賠償の金額の考え方について。なぜ、平成26年3月以降の賠償金を控除するのか。

(答)

1. 中間指針第四次追補では、避難指示区域の第3期（避難指示区域見直し時点から終期まで）において賠償すべき精神的損害として、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対して1,000万円を一括して賠償するとしています。
2. また、中間指針第二次追補において、帰還困難区域では5年分の避難に伴う慰謝料を一律に算定しています。このうち、平成26年3月（中間指針第四次追補を受けて東京電力株式会社に対する損害賠償請求が可能になると見込まれる時期）以降に相当する部分は、上記の一括賠償に含まれると考えられるため、その分を加算額から控除するとしています。
3. 具体的には、従前の一括賠償の始期が平成24年6月だった場合は、中間指針第二次追補で示した慰謝料のうち平成26年3月以降に相当する額を300万円とし、第3期において実際に賠償すべき精神的損害の損害額については、1,000万円から300万円を控除して700万円としています。

問5. 避難指示区域内において、精神的損害が一括賠償の対象とならない場合には、どのような賠償となるのか。

(答)

1. 中間指針第四次追補では、精神的損害の一括賠償の対象とならない地域に居住していた方については、精神的損害として引き続き一人月額10万円を賠償するとしています。
2. この場合の損害額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加しますが、その場合、最大でも一括賠償の対象となる方の損害額の合計額までを概ねの目安としています。

問6. 避難費用の終期の考え方について。なぜ、賠償される期間が「相当期間」経過後ではなく、「転居する時期まで」とされるのか。

(答)

1. 移住又は長期避難のための住居確保に係る損害の賠償を受ける方は、避難指示の解除を待たずに他所に転居することが考えられます。このため中間指針第四次追補では、避難費用の終期について、従前の住居がある地域の避難指示の解除時期にかかわらず、実態として避難状態が終了したと見なされる「転居する時期まで」としています。
2. また、新たな住居に転居しない限り避難費用の賠償が継続するというわけではなく、賠償の対象となる期間は「合理的な時期まで」としています。

問7. 避難費用は「合理的な時期まで」とされているが、災害公営住宅の整備が遅れた場合には、事故後6年後以降も避難費用の賠償は続くのか。

(答)

中間指針第四次追補では、「合理的な時期」とは、例えば、原発避難者向け災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が当該住宅に転居することが可能になると想定される事故後6年後までを目安とすることが考えられるとしていますが、仮に災害公営住宅の整備が遅れる等の状況の変化があれば、事故後6年後以降も避難費用の賠償が続く可能性はあります。

問8. なぜ、相当期間として具体的な期間を定める必要があるのか。

(答)

1. 中間指針第二次追補では、「避難指示区域は、現時点で実際に解除された区域がないこと等から、少なくとも現時点で具体的な相当期間を示すことは困難」とされ、今後の状況を踏まえて判断されるべきものであるとしていました。
2. 今般、解除時期の具体的な検討が開始された地域があり、また、原子力損害賠償紛争審査会に対し、被災自治体より、避難指示解除後の「相当期間」を指針で定めてほしいとの要請がありました。
3. このため、原子力損害賠償紛争審査会では、今回の中間指針第四次追補において、相当期間の目安となる具体的な期間について示したところです。

問9. なぜ、相当期間は1年なのか。

(答)

1. 相当期間の目安（期間）を決定するに当たっては、主に以下のことが考慮されました。
 - ①避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること
 - ②学校の新学期など、生活の節目となる時期に帰還できることが合理的であること
 - ③避難指示の解除は、原子力災害対策本部の決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮し、被災自治体及び住民と十分な協議を踏まえた上で、避難指示の解除がなされること
 - ④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度、帰還のための準備を行うことが可能であること

2. こうした点を踏まえ、目安となる期間については、特に、個々の避難者によってその節目となる時期が様々であり、こうした節目の時期を含み得る期間とすることが適当と考えられ、また、避難指示解除が検討されている区域の現状も考慮した上で、1年間と示されました。

3. なお中間指針第四次追補では、この「1年間」という期間は当面の目安として示すものであり、今後、避難指示解除の状況が異なるなど状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当であるとしています。また、相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」についても、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしています。

【4. 住居の確保に係る損害】

問10. 住宅の追加賠償についての具体的な考え方について。なぜ、新築価値と事故前価値との差額の75%という水準となるのか。

(答)

1. 原子力損害賠償紛争審査会において、公共用地取得の際の補償（築48年の木造建築物であっても新築時点相当の価値の5割程度）を上回る水準が適当であるとの方向で検討がなされ、新築価値と事故前価値との差額の75%ということになりました。
2. 現行の東京電力株式会社の賠償では、築年数が48年を超える木造住宅の場合、事故前価値が新築価格の2割程度となってしまいますが、それを超えて負担した住宅の取得や修繕等に係る費用について、最大で新築価格の8割までの必要かつ合理的な範囲の賠償を受けることが可能になります。

問 1 1. 平均的な宅地面積及び宅地単価の算定にあたって、6 都市（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市、南相馬市）を選んだ理由は。

（答）

復興庁がとりまとめた「平成 2 4 年度原子力被災自治体における住民意向調査報告書」を参考にし、「避難生活を送る場として希望する市町村」及び「災害公営住宅への入居意向のある世帯が避難生活を送る場として希望する市町村」の上位 5 都市ずつが採用されたものです。

問 1 2. 住宅及び宅地について、賠償の対象となる「居住部分」はどのように判定するのか。

(答)

1. 住居の確保に係る損害については、安定的な住居場所確保の重要性に鑑み、賠償すべき損害と認められるものであるため、居住の用に供しない部分の建物等については、その対象とはなりません。
2. 実際の居住部分の判定については、まずは東京電力株式会社が行うこととなりますが、その際、東京電力株式会社においては、合理的かつ柔軟な対応をとることが求められます。

問 1 3. 「移住等を行うことが合理的であると認められる者」とは、具体的にどのような者か。

(答)

1. 中間指針第四次追補では、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされ、移住等を行うことが必要と認められる方のほか、以下のような方が「移住等を行うことが合理的であると認められる」と例示しています。
 - ①帰還しても営業再開や就労の見通しが立たないため、避難指示の解除前に新しい生活を始めることが合理的と認められる場合
 - ②現在受けている医療・介護が中断等されることにより、帰還することが本人や家族の医療・介護に悪影響を与える場合
 - ③避難先における生活環境を変化させることが子供の心身に悪影響を与える場合

2. 今後、まずは東京電力株式会社において、上記の例示を踏まえ、具体的な認定がなされるものと考えられますが、その際、東京電力株式会社においては、被害者の方々の心情に配慮した誠実な対応が求められます。

問14. 「移住等をすることが合理的であると認められる者」には、精神的損害の一括賠償はあるのか。

(答)

「移住等をすることが合理的であると認められる者」は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」の一括賠償の対象となる地域以外の方々が対象となり得ます。このため、この方々は、精神的損害の一括賠償の対象とはならず、引き続き、一人月額10万円を目安とする精神的損害に対する賠償が継続されます。

問 15. 今回の指針が決まる前に既に移住先を見つけ住居を購入した場合には、住居確保に係る賠償は受けられるのか。

(答)

1. 中間指針第四次追補公表前に、既に移住先を見つけ新たな住居を購入した方については、当該住居を取得するために、従前の住居の事故前価値を超えて追加的費用が発生していた場合には、中間指針第四次追補で示された範囲内で、住居確保に係る損害が賠償されることとなります。
2. また、当座の住まいとして、狭くて古い住居を購入していた方が、当該住居のリフォームや増築をする場合や、広い住居に引っ越した場合であっても、従前の住居の事故前価値を超えて追加的費用が発生した場合にも、中間指針第四次追補で示された範囲内で賠償の対象となります。

問 16. 移住のために必要な賠償を受け取った者が、将来帰還した場合には、従前の住居の修繕、建替え費用等は賠償されるのか。

(答)

移住に当たっての住居確保に係る損害の賠償を受けた方が、将来、従前の住居に帰還する場合、当該住居の修繕、建替え費用等については、特段の事情のない限り、移住先の住宅及び宅地を売却等することで得られた資金を充てていただくこととなります。

問 17. 修繕又は建替えが「必要かつ合理的」と認められるのはどのような場合か。

(答)

1. 避難指示に伴う管理不能により、住宅の損壊が進行した場合、事故前の居住環境を回復するための修繕又は建替えは「必要かつ合理的」と認められます。
2. なお、中間指針第四次追補では、例えば木造建築物にあつては、雨漏りや動物の侵入、カビ等によって建物の床面積又は部屋数の過半が著しく汚損されていた場合に建替えの必要性を認める等、客観的な基準により判断することが妥当としています。

問 18. 借家に住んでいた者について、家賃の差額の 8 年分が賠償対象となるのはなぜか。礼金以外に賠償の対象となるものはあるのか。

(答)

1. 借家に住んでいた方については、新たな借家に入居するために負担した一時金や、従前の借家との家賃の差額が賠償の対象となります。
2. 家賃の差額については、公共用地取得の際に最長 4 年分の家賃の差額が補償されていることに鑑み、中間指針第四次追補では、それを上回る水準として、8 年分の家賃の差額を賠償対象としました。
3. また、一時金についても、礼金以外にも負担したものがあれば賠償の対象となると考えられ、たとえば仲介手数料は、賠償の対象となると考えられます。

問 19. 費用の発生が蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、事前に概算で請求できるとしたのはなぜか。

(答)

1. 住居確保に係る損害は、原則として、追加的費用が実際に発生しない限りは賠償の対象とはなりません。
2. しかし、中間指針第四次追補では、避難者の方々の早期の生活再建を期するため、事前に概算で請求できるとしており、東京電力株式会社においては、本趣旨を踏まえ、賠償金の支払い方法を工夫することが望まれます。

【5. その他】

問20. 早期帰還者賠償があると聞いたが、具体的にはどのようなものか。

(答)

早期帰還者賠償は、「早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便に伴う費用についての賠償も追加する（『原子力災害からの福島復興加速に向けて』平成25年12月20日閣議決定）」とされているものであり、具体的には、経済産業省等において検討されているものと承知しています。

問 2 1. 今後、新たな指針を策定する予定はあるのか。

(答)

中間指針第四次追補の決定を受けて、東京電力株式会社が賠償金支払いの対応をしていくこととなっており、当面は、新たな指針を策定することではなく、その対応が適切に実施されていくことが重要であると考えられます。ただし、今後、被害者の方々を取り巻く状況等に変化があった場合には、新たな指針が策定される可能性はあります。